

中央環境審議会 土壌農薬部会農薬小委員会（第8回）

議事要旨

1. 日 時 平成20年 1月10日(木) 14:00～16:55
2. 場 所 環境省第1会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|------|-------|-------|--|
| 委員長 | 森田 昌敏 | | |
| 臨時委員 | 上路 雅子 | 亀若 誠 | |
| | 五箇 公一 | 白石 寛明 | |
| | 眞柄 泰基 | 若林 明子 | |
| | 渡部 徳子 | | |
| 専門委員 | 安藤 正典 | 井上 達 | |
| | 中村 幸二 | 根岸 寛光 | |
| | 花井 正博 | | |

4. 議 題

- (1) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
- (2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について
- (3) その他

5. 議 事

審議の公開については、中央環境審議会土壌農薬部会の運営方針に基づき、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当しないことから、公開で行われた。

諮問事項「農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について」に関して審議が行われた。

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定については、10農薬の基準値の設定について審議を行った。このうち、8農薬(ピリミスルファン、フサライド、プロスルホカルブ、ペルメトリン、ベンゾフェナップ、マンジプロパミド、レピメクチン、1-ナフタレン酢酸ナトリウム)について審議の結果、基準値(案)が了承された。また、2農薬(フルセトスルフロン、フルボキサム)については、水産動植物の毒性試験において水溶解度から見て試験溶液の調製が妥当であったかどうかについて事務局で確認し、その結果について本小委員会の委員の了解が得られれば、基準値(案)を了承したものとすることとされた。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定については、平成18年8月3日より前に登録申請された農薬に適用される基準値として1農薬(オキサジアルギル)について、平成18年8月3日以降に登録申請された農薬に適用される基準値として1農薬(ペンチオピラド)について、審議の結果、基準値(案)が了承された。

その他、農薬登録失効に伴う登録保留基準の削除、農薬環境管理室関連の平成20年度予算案重点事項、及びゴルフ場暫定指導指針対象農薬に係る平成18年度水質調査結果について、事務局から報告が行われた。